

1 平成27年度第2回合志市教育委員会会議録（5月定例会）

2

3 1 会議期日 平成27年5月29日（金）

4 2 開議時刻 午後2時30分

5 3 会議場所 西合志庁舎2階庁議室

6 4 出席委員 委員長 高見博英 委員 田中安子 委員 坂本夏実

7 委員 緒方克也 教育長 惠濃裕司

8 5 欠席委員 なし

9 6 職務のために出席した者

10 教育部 上原哲也部長

11 学校教育課 吉川良二教育審議員

12 北里敦指導主事

13 安武祐次学校教育課長

14 右田純司総務施設班長

15 上村祐一郎主幹

16 生涯学習課 辻建一生涯学習課長

17 人権啓発教育課 安永恵藏課長

18

19 ○高見博英委員長

20 平成27年度第2回教育委員会5月定例会を開催いたします。

21 会議録署名者の指名をいたします、坂本委員と緒方委員にお願いいたします。

22 前回の会議録ですけれども、2件だけ訂正がありますので、承認をお願いし
23 ておきます。

24 日程1、教育長報告をお願いします。

25 惠濃教育長。

26

27 ○惠濃裕司教育長

28 それではまず、5月の動静につきましてご報告したいと思います。

29 4月27日、第1回管内四者人権・同和教育研修会。

30 28日、適応指導教室、

31 5月10日、菊池郡市民体育祭陸上競技。

32 11日、人権の花伝達式。

33 13日、市の人権教育推進協議会学校教育部会総会

34 14日、菊池地域の人権・同和教育連絡協議会総会

35 16日、合志子ども塾開講式

36 20日、全国の都市教育長会議。

37 24日、菊池郡市民体育祭サッカー競技。グラウンドゴルフ。

38 25日、解放子ども会の開講式。

1 26日、ことぶき教養大学の開講式。

2 フッ化物洗口実施の保護者説明会

3 29日、庁議、懲罰委員会。

4 動静につきましては以上でございます。

5
6 ○高見博英委員長

7 5月の教育長会議についての報告をお願いします。

8
9 ○惠濃裕司教育長

10 そこに第1枚目に、はじめにということで、これは所長の講話、話の中身な
11 んですが、はじめに、テント事故ですね、これはあとでまた申し上げたいと思
12 います。それから、各学校が走り出したという感触があると、それから、学校
13 便り、非常に各学校から教育事務所にも学校便りが届けられているという、そ
14 のお礼でございます。それから、所長の思いといいますか、キャッチフレーズ
15 といいますか、「連携」と「チャレンジ精神」、今回「守破離」という言葉を
16 言われましたけども、これは守破離というのは、所長の座右の銘だそうです。
17 これは修行の順序をこう表しているということで、「守」というのが、これが
18 基本を忠実に守ってそれを確実に行うというのが「守」でありまして、「破」
19 というのは、これは身に付けたらですね、基本を身に付けたらほかの考えも取
20 り入れて研究することが「破」で、「離」というのは、自分のものにしたら、
21 新しい境地を切り開いていくと、それが「離」ということで、そういったこと
22 をお話になりました。そういったものをこう学校経営にこう当てはめていただ
23 きたいという部分です。

24 次に、教頭ヒアリングのことについて。これは面接での気づきを言われまし
25 た。開口一番、教頭先生方、非常に元気があるという言葉だったんですけども、
26 それは何から感じたかということ、それは言葉に元気があるということでした。
27 指導課長が主に不登校、学力充実を尋ね、管理主事が不祥事防止、人材育成に
28 ついてこう尋ねたということです。それから、所長は校長の意を体するとはど
29 ういうことかと。あるいは、個人の目標を尋ねられたそうです。回答としては
30 ですね、そこに書いてあるように、目指されるような教頭になりたいとか、校
31 長になりたいというそういった回答もあったということでございます。課題と
32 しましてですね、教頭先生方が授業を見て指導をしているかという部分がちょ
33 っと欠けているんじゃないかというですね、事務的な作業、処理に追われて、
34 教員の指導をしているのかという部分がちょっと危惧されていまして。それか
35 ら、1年目からの視野の広さがほしい。2年目から頑張りますでは困ると。や
36 はり私は校長と教頭の違いはここじゃないかなというふうに思います。これは
37 もう校長は1年目からも勝負していかなくてはならないと思いますので、ナ
38 ンバー2の座に、甘んじてはいけないということだというふうに思ってい

1 ます。それから、教頭として担当者任せのみかじめなしでは困ると。教育事務
2 所としては、巡回訪問で実際に見て回って現場を直に感じていきたいというこ
3 とでした。それから、6番目に、校長が代われれば教頭が変わると。これよく言
4 われる言葉なんですけども、今回、菊池管内で28の校長が代わったというこ
5 とで、まあ例えば、校長が代われれば教頭が変わるとするのは、これはもう校長
6 の力であるというふうなことだと思います。

7 それから、管内の重要課題につきましては、不登校問題、不登校状態の児童
8 生徒への丁寧な対応と未然防止ということで、スクールカウンセラーとか、S
9 SWですか、それから愛の1・2・3+1、こういったものの徹底と丁寧な対
10 応をお願いしたいということ。それから、保護者まで含んだ関係機関との連携。
11 それから、未然防止は、学級づくり・授業づくり・友達づくりですが、合志市
12 が取り組んでいますアメニティ教育環境の創造がこれに関連してくるかと思
13 います。それから、不登校対策会議の内容を生かしてほしいということです。事
14 務所としての今年の目標は、結果としては130名を下回りたいということで
15 ございました。100名以下もあり得るといことなんですけども、事務所と
16 しての希望を出されているところでございます。

17 学力向上、そこに(学力) = () × (聞く力) + (練習) ということで、
18 この括弧の中には何が入るでしょうかという質問だったんですけども、この
19 答えはですね、(学力) = (素直さ) × (聞く力) + (練習) で足し算は小さい
20 いと、素直に受け入れる力といいますか、これが非常に学力では大事だとい
21 ことを言われました。心が育てば、学力が上がるということでしょうか。それ
22 から、防災教育に励んでいたら学力が上がったと。これは1点突破論でいろん
23 な何々教育、何々教育とありますけども、これを波及させていくことが非常に
24 大事であるということ。それから、成就感、自己有用感の育成等についても触
25 れられました。

26 その他で、自動車税の未納がないようにということで、5月30日、31日
27 ですか、教員の未納が15件ぐらいあるそうです。だからこれはもう本当国民
28 の三大義務の一つ、納税ですね。5月末のですね、熊本県民の納付率というの
29 が、大体全国で44位だそうです。ということは、もうほとんどビリですね。
30 それだけのんびりしていると言えはいいかもしれませんけれども、そういった
31 危機感がないと、逆にそういったことがありました。学級編制につきましては、
32 昨年と同様の編制ミスがあったということでございます。

33 以上が所長でございます。

34 次に、管理主事の指導連絡事項でございます。

35 学級編制につきましては、5月1日を基準に、その数をそこに示しています。
36 菊池管内の小中学校合わせると1万7,553人、昨年よりも317人増えてい
37 ます。合志市が6,193人ですから、もう約3分の1が合志市の児童生徒とい
38 うことになります。

1 それから、(3)ですけれども、教諭ですが、小学校が635人、合志市が2
2 08人、これは定数をそこに書いていますけれども、これを見ましてもやっぱり
3 3分の1がやっぱり合志に先生方がいらっしゃるということですね。それから、
4 中学校が菊池管内で320人ですけれども、合志市には教諭が、これも定数です
5 けれども104人いるということで、やっぱりこれも約3分の1が合志市という
6 ことになります。右側のほうには管理職を含んだ数を書いているところです。

7 学級編制における気づきということで、どんなミスがあったかという、男
8 女の数の間違いとか、あるいは、クラスが入れ替わっているとかですね、そう
9 いったミスがありました。それから、一番管理主事のほうからの指摘はですね、
10 チェックミスと同時にチェックがなされていないと。要するに、学年主任、教
11 務主任、教頭、校長というそういった決裁はありますけれども、よく精査しない
12 で印鑑を押しているというかですね、ですから、その印鑑の重みがないのでは
13 ないですかという部分ですね、これがありました。

14 2番、教育上の諸問題につきましては、不祥事の防止、事故防止につつまし
15 ては、もう全体的に意識は高まってきているけれども、危機意識が薄い教職員も
16 おり、いつでも起こり得るという認識を持つこと。交通事故は新年度になって
17 現在までまだ無事故である。

18 3、その他です。教職員人事評価制度について話がありました。

19 2番が教員免許状更新です。今年度は、今年度の対象は第6グループというふ
20 うになっています。免許証の失効者が出ないようにということ。

21 それから、平成28年度の熊本県の公立学校教員採用選考考査についてとい
22 うことで、資料を、一つご用意させていただきました。資料は1ページになる
23 かと思います。そこに一番上のほうに小学校教諭の今年の採用予定者数は11
24 0名ということです。小中学校の教諭で小中英語のA区分16名程度と書いて
25 あります。その中で英語A区分採用予定は4名以上というふうになっています。
26 その下が中学校教諭です。そこには1桁の数字が書いてあります。各教科相変
27 わらずこう狭き門で、特に技能教科が特に厳しくなっているというふうに思っ
28 たところでした。それから、特別支援学校の教諭等につきましては39名程度を
29 採用予定と、それから、養護教諭が15名、栄養教諭が3名の採用予定とい
30 うことでございます。

31 元に戻ります。考査日は7月19日、日曜日。それから、臨時的任用教員の
32 第一次考査免除についてということで、すなわち優秀臨採を推薦してほしいと
33 いうことにつきましては、合志市の枠が、これは学校数で割り当てがあってい
34 ますけれども、3人です。昨年は13人中7割が採用になっているということ
35 す。合志市からは昨年は3名推薦しまして、3名とも本採用になっているとい
36 うことでございます。なお、菊池管内には、臨採の先生方は148人いらっし
37 ゃるということでございます。

38 それから、巡回学校訪問につきましては、昨年、総合訪問を実施した学校を

1 訪問したいと。というのは、指導が生かされているかどうかを見ていきたいと
2 いうことで、6月25日に西合志東小学校、合志小学校が予定でございます。

3 続きまして、指導関係申し上げたいと思います。

4 音光寺指導課長からは、学校訪問については、諸計画等については指導があ
5 ったにもかかわらず、見直し・修正がなされていない場合は、再提出をさせて
6 いただきたい。それから、小学校は、各教科の年間計画と評価基準の見直しが
7 なされているかを点検したい。それから、昨年度ですね、特別支援学級の教育
8 課程に課題が多かったということは、これは吉川審議員のほうがいつも学校訪
9 問で指導されておりますけども、一人一人の個に応じた教育課程を編成する
10 ということですね。それから、自立活動の年間計画の作成、それから、通常学級
11 との交流における学習形態については、目的を明確にした指導をと、いう指導
12 がありました。

13 それから、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。資料の2ペー
14 ジは、教育事務所が学校訪問をしてそこに気づきが、そのA4、1枚に、2ペ
15 ージです。資料の2ページですね、そこに示してありますので参考にしてい
16 ただければと思います。

17 それから、見開きといいますか、A3を開いていただきませんか。
18 平成26年度の1年間の成果と課題ということで、番号の2番ですね、いじめ
19 られたと感じた児童生徒の割合、これは昨年と比べると減っているというこ
20 とでございます。それから、3番目の確かな学力、確かな学力のメリハリをつ
21 けた授業の展開を意識している教員の割合、小学校はこう多少アップしている
22 けども、中学校はちょっとダウンしているということです。それから、5番の個
23 に応じた指導を図っている教員の割合、これは、小学校はアップしています
24 けども、中学校は特にそう変わっていないということでございます。それから、
25 健やかな体の3番、管内の児童生徒の虫歯の治療率、この治療率でございます
26 けども、これは25年度と比べるとアップしていると、治療率は上がっている
27 ということです。特別支援教育の1番、特別支援学級における個に応じた教育
28 課程の作成、で作成したが全校100%になってはいますが、学校訪問で確認
29 すると実態に応じた編制には課題があるということでございます。生涯学習、1、
30 親の学びの実施につきましては、菊池管内の受講者数は県で一番多いという結
31 果が出ています。それから一番下ですね、その他、児童生徒一人当たりの月平
32 均貸出数、読書量は伸びていないというそういった結果が出ています。

33 元に戻ります。続きまして、2番の教職員の人材育成につきましては、指導
34 改善研修のリストアップをお願いしたいということです。なお、もう少し勉強
35 させたいと思われる先生には、ステップアップ研修、これは教育センターでの
36 マンツーマンの指導研修です。指導改善研修の一步手前の先生方をこのステ
37 ップアップ研修に参加させていただければということがありました。

38 3番、その他、私的メールの禁止ということです。資料を添付しています。

1 4ページをごらんください。これは5月13日付で県教育長の通知文でござい
2 ますけども、教職員に対して、メールや無料通信アプリ、LINE（ライン）
3 ですね、などを使った教職員と児童生徒の私的なやりとりを禁じるといった通
4 知文でございます。必要な場合は、別紙様式によりというのが、その目的、内
5 容等あらかじめ校長に申請して云々とありますけども、その資料5が、どうし
6 ても使わなきゃいけないからということで、学校長宛の承認願いとということに
7 なっています。こういったいわゆる児童生徒とのトラブルを防ぐということで、
8 こういった通知文が出たところでございます。

9 続きまして、学校支援アドバイザーの活用ということで、これは学級崩壊に
10 つながるような事態がある場合は、この学校支援アドバイザーの活用をぜひ活
11 用してくださいということで、これでも改善できないようであればステップア
12 ップ研修、あるいは指導改善研修へともっていきたいということでございます。
13 それから、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーとの連携・共同という
14 部分、それから、これに書いておりませんが、4月から研修会への遅刻が
15 2件あったと。これ1点は教頭が全くの失念で出張命令を出していなかったと
16 いうことが1点、それからもう一つは、渋滞に巻き込まれて遅刻したというこ
17 とでございます。

18 次、高橋社会教育主事の生活困窮者自立支援制度に関する連携についてとい
19 うことで、資料の6ページをごらんください。昨日、西合志中学校の学校訪問
20 でも申し上げましたけども、地域未来塾という部分で、要するに、学習が遅れ
21 がちな中学生等を対象とした学習支援ということで、西中校区は受けていただ
22 きましたので、本当に学力的には一番の課題がありましたので、大変うれしく
23 思うところなんですけども、その地域未来塾について、その右側のほうに、米
24 印、小さな字で中学生だけでなく、小学生、高校生などを対象とした学習支援
25 の実施も可能ということで、ちょっと小学校から遠ございますので、厳しいか
26 なと思いますけども、ここには中学生を対象に、大学生や教員OBなど地域住
27 民の協力による学習支援を実施ということでございます。下段の左下のほうに
28 放課後学習支援ということで、対象は中1から中3の希望者と、年間約80回、
29 学期中の週2回、2時間程度を考えていると。指導員による個別指導と自習、
30 ここには指導員としては、教員志望の講師や大学生、あるいは塾の先生も講師
31 としてきていただいてもかまわないということでございます。

32 続きまして、5番、これは省略いたします。

33 草場指導主事の児童生徒の事故防止についてということで、新聞記事を載せ
34 ております。7ページです、資料の7でございます。テント飛び生徒22人が
35 けがということで、もうこれ10張りのテントがあって、4張りのテントが飛
36 んでしまったということで、鼻を骨折した子どもさんもいたということで、当
37 時は風速6メートルぐらいの風が吹いていたということなんですけども、瞬間的
38 にはその倍以上の風が、突風があったんじゃないかというふうに言われています。

1 前回中学校の体育大会を見て回りましたが、確かにペグを打ち込んであり
2 ました。あるいは、コンクリートブロックを載せていると思いますけども、そ
3 れでもやっぱり強い風がきたときは厳しいかなというふうには思ったところ
4 がございます。それから、これから水泳の授業が始まりますけども、スタートに
5 つきましては、水中からのスタート、飛び込みは禁止ということと、それから、
6 プール吸水口の安全管理ということでございます。

7 それから、交通事故の防止に向けましては、資料の8ページをごらんいただ
8 きたいと思いますが、そこを大まかに見ますと死傷者は70人減っているとい
9 うことでございます。現状と課題のところの1番ですけども、小学校、中学校、
10 小中合計という欄が上から表の中の3段目にありますけども、70人減少して
11 いるということでございます。それから自転車事故も11人減少しております。
12 しかし、小学生の自転車事故は8人増加しているということでございます。小
13 学校での自転車点灯ライトや反射板、たすきの活用の指導強化をお願いしたい
14 ということでございます。それから、資料の9ページ、道路交通法が改正され
15 まして、危険な自転車運転、信号無視とか一時不停止、ブレーキ不良等につ
16 きましては、14歳以上の、中学校2年生になりますと、3年以内に2回以上そ
17 ういったことで指導があると自転車運転講習があるということです。これは今
18 年の6月から実施されるということです。3時間の講習と5,700円の手数
19 料、受講命令違反は5万円の罰金と、これはぜひ学校のほうでも指導をして
20 いただいた方がいいのかなというふうに考えているところです。

21 それから、登下校中の安全につきましては、資料の10ページをごらんくだ
22 さい。「いかのおすし」、何のことだろうと私はずっと思っていたんですけど
23 も、やっとわかりました。「いかない」、「のらない」、「おおきなこえでさ
24 けぶ」、「すぐににげる」、「しらせる」といいますか、こういったことを犯
25 罪被害の防止に活用してくださいということでございます。

26 続きまして、同じく草場指導主事からですけども、その他の食物アレルギー
27 の対応のためにということで、学校保健委員会の充実をお願いしたいとい
28 うことで、資料の11ページをごらんいただきたいと思います。そこに学校保健委
29 員会の開催状況というのが上のほうに書いてありますが、一番多いのが年1回、
30 小学校は、年1回が43.2%、中学校も年1回が45.8%ということで、年
31 1回では少ないんじゃないかということです。もっと学期に1回以上は実施が
32 望まれるということでした。それから、県内のアナフィラキシーの発生対応と
33 いうことで、食物アレルギー児童生徒が266人ですかね、それから、アナフ
34 ィラキシーの恐れのあるのが24人、エピペン処方が18人、これはエピペン
35 というのは、この患者が自己注射、自分で注射するんですね、一時的な緩和の
36 ために。医者に診せるまでの処置ということでございますけども、アナフラキ
37 シーによって死亡するということもありますので、保健委員会等で十分論議を
38 して、その対象者が把握することに努めてほしいということです。

1 それから、フッ化物洗口の実施にあたって管理職の適切な指導のために活用
2 をとということで、取扱注意ということでありましたけども、今日はここで資料
3 は、冊子はお示ししておりませんが、いただきました。

4 それから、受動喫煙防止のために、煙を吸うことのない場所、煙が見えない
5 場所をとということで、管内の状況としては、敷地内禁煙が69%、建物内禁煙
6 が23.8%、合志市は、建物内禁煙になっています。

7 それから、鹿瀬島指導主事からは、学力充実に向けてということで、12ペ
8 ージの資料をごらんいただきたいと思います。問15、真ん中から半分下です。
9 問15、あなたは家で学校の宿題のほかにどんな勉強をしていますか。アが自
10 分で計画を立てて勉強している。イが学校の授業を予習している。ウ、学校の
11 授業を復習している。エ、宿題がないときはしないというのがあるんですけど
12 も、中学校1年のところですね、ごらんいただきますと、中学校1年で管内は、
13 昨年度6割が宿題ないときはしないと。去年は31.2%、県では37.9%で
14 すから、これは非常に今の中学校1年生が顕著であるということで、一つの
15 一ギャップではないかという指摘がありました。

16 9番にいきます。管内初任者研修について、初任者の配置ですが、今年度5
17 0人が菊池管内配置されています。去年が51人、一去年は48人というこ
18 とで、毎年このような数が配置されているところでございます。

19 それから、10番の情報出前講座について、保護者向け「子供たちの携帯電
20 話・スマートフォン等の安全利用について」、教職員向けに「子どもの携帯電
21 話の利用と学校での取組について」、要するに、そういった出前講座をしま
22 すのでという部分で、依頼状況としましては6月18日に合志市のかすみ保育園
23 が希望されているということで、ほかのPTA研修とか、校内研修でもですね、
24 この出前講座のご活用をお願いしたいということでございました。

25 11番、吉本指導主事からです。いじめ・不登校の未然防止についてという
26 ことで、4月の段階で、不登校傾向の児童生徒が34名、これは10日以上で
27 す。10日以上欠席が34名、内合志市が7人この中に入っています。それ
28 から、新規が9名、で合志市がこの中に1人入っているということでございま
29 す。

30 12番、生徒指導の充実にについてということで、資料の13ページをごらん
31 いただきたいと思いますが、授業期間中の休業日等の生徒指導について。要す
32 るに、長期休業中ではない、授業期間中の休業日の生徒指導についてというこ
33 とで、県の教育委員会からこういった注意事項が出ていますので、ぜひ生徒指
34 導に生かしてほしいということがありました。

35 上から○の2つ目、いじめ問題等緊急支援チーム派遣ということで、これに
36 つきましては、早期解決を目指すためには、ぜひチーム派遣の依頼をしてくだ
37 さいということでございます。

38 それから、学校図書館の一部を改正する法律の公布があったということで、

1 中身としましては、豊かな人間性を養うために学校図書館の整備が必要である
2 こと。司書教諭との連携が重要、魅力ある図書館づくりの推進。それから、確
3 かな学力の育成にはですね、言語活動や探究的な学習の充実が必要であると、
4 そういったのが網羅されています。

5 16番の特別支援教育指導力向上研修についてということで、本年度の研修
6 が7月30日、大津町の生涯学習センターで発達障がいに関する理解と支援に
7 ついてというところで研修会があります。

8 17番の英語教育の充実につきましては、小学校の英語の教科化に備えて一
9 層の外国語活動の充実をということで、ALT及び外部の人材の活用を見直し、
10 担任主体の授業実践をと。要するに、ALT及び外部人材はあくまでも活用で
11 あって、主体者ではないと。だから担任の先生方がもっともっと前面に出て授
12 業をしてくださいということでございます。中学校はCAN-DOリスト、要
13 するに、チェック項目がここに書いてあります。学習の到達目標がそこに書い
14 てありますので、CAN-DOの形でそこを設定してこう活用していくという
15 部分です。それから、小中連携の取り組みの推進ということでは、校種間での
16 授業参観や中学校教員の乗り入れ、合志市でも進めておりますけども、そうい
17 ったことをぜひお願いしたいということでございます。

18 以上でございます。長くなりました。すみません。

19

20 ○高見博英委員長

21 はい、今説明がありましたけれども、報告がありましたけれども、何かご質
22 問はないでしょうか。

23 はい、田中委員。

24

25 ○田中安子委員

26 5月26日、合志市フッ化物洗口実施保護者説明会というのがございました
27 が、これはどういうもので、それで保護者の参加はどれくらいあったのでしょ
28 うか。

29

30 ○高見博英委員長

31 今の件についてお願いします。

32 安武課長。

33

34 ○安武祐次学校教育課長

35 26日のフッ化物洗口につきましては、今年の9月から、小中学校全校生徒
36 を対象にフッ化物の洗口を行うということで、これは平成22年に県のほうが
37 歯及び口腔に関する条例というのができましたので、それに基づいて行うもの
38 で、このときは小中学校のほうに試行的に行うということで、すべての学校の

1 説明会が終わったあとにその実行委員のほうから、保護者等への一般の方への
2 説明をしてほしいということで、この26日は、第2回目です。第1回目を5
3 月14日行っておりまして、1回目が61名の保護者の方が来られています。
4 それから、26日の説明会には、すみません、ちょっとまだ集計のほう聞いて
5 おりませんけども、約20名の方の参加でした。

6
7 ○高見博英委員長

8 私のほうから追加でお知らせをしたいと思いますが、新聞でごらんになった
9 と思うんですが、一昨日だったでしょうか、福岡の中学校で部活動の中で柔道
10 を練習している時に、約束稽古とって、次はどんな技をかけるぞということ
11 で約束をして技をかけたんですけれども、残念ながら4月に入ってすぐの1年
12 生の女の子が大外刈りを受けて亡くなっております。やはり中学校の中でも柔
13 道の授業等がありますので、くれぐれもそういうことのないように最善の注意
14 を払っての、特に授業とか部活動の中で、それを校長会等の中でもお話してい
15 ただきたいと思います。

16 何かほかにご質問ないでしょうか。

17 日程2、議事に移りますが、ちょっと職員の処分についてということですが
18 れども、プライバシーの関係があることから非公開としますので、切っていた
19 だきたいと思います。

20 午後3時20分 非公開

21 午後3時25分 再開

22 ○高見博英委員長

23 以上をもちまして第1号議案については終了いたします。

24 日程3、報告事項等。

25 はじめに、(1)専決処分(損害賠償に係る額の決定)についての説明をお
26 願いたします。

27 はい、安武課長。

28
29 ○安武祐次学校教育課長

30 専決第1号ということでご報告申し上げます。これにつきましては、先に行
31 われました、臨時議会の中で承認を受けておりますけども、この中身についま
32 しては、専決処分書ということで、事故の概要でございますけども、本市の学
33 校給食配送車が給食コンテナ回収のために南ヶ丘小学校に行った際に、配膳室
34 に入る所がこれまでの増築した、下のほうが空いている、柱の部分を進入しよ
35 うというところでこの配送車のほうがですね、長さが7メートルほどあるも
36 んですから、入るために大きく回ろうとした時に、お尻のほうで、駐車してあ
37 った車に当たったということで、その配送車の事故した先生の車なんですけども、
38 そちらのほうに当たったということで、こちらのほうにつきましては、示談が

1 整いまして、金額的にそこに書いてございますけども、17万9,151円の示
2 談が整ったということで、こちらのほうは市町村の共済の損害のほうから出る
3 もんですから専決処分をさせていただいたというところでございます。これに
4 つきましては、その後ですね、またすみませんけども、これは調理員の方が、
5 私的な部分でちょっとごつんとやった事故があってございましたので、うちのほ
6 うから5月22日付で、すべての単独校、それから給食センターのほうに注意
7 喚起ということで課長名の文書のほうを出して、注意喚起のほうを行っている
8 ところでございます。

9 以上です。

10
11 ○高見博英委員長

12 ご質問ございませんか。

13 田中委員。

14
15 ○田中安子委員

16 今のお話では、何かその給食配送車が通るのにこう大変難しい状況にあっ
17 てるんでしょうか。そのの。

18
19 ○高見博英委員長

20 はい、いかがでしょうか。

21 安武課長。

22
23 ○安武祐次学校教育課長

24 これについてはですね、これまでも事故的にはあってなかったということで、
25 まあ確かに入りにくい部分はあるかもしれませんが、注意すれば曲がられ
26 ている部分だと思いますので、曲がりにくいとかですね、そこら辺の部分とい
27 うのは、これまでもこれはもうずっとそういった形で入ってございましたので、
28 確かに、狭い部分というのはあるかもしれませんが、注意すればできることか
29 なというのは感じております。

30
31 ○高見博英委員長

32 非常に困難な状況ではないということですので、事故回避ができるようでは
33 ございます。

34 ほかに何かございませんか。

35 この件については以上で終わります。

36 続きまして、(2)合志市地区公民館(地域学習センター)建設費補助金交
37 付要綱の一部を改正する告示について説明をお願いします。

38 辻課長。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

○辻健一生涯学習課長

それでは、次の報告ですけれども、地区公民館の、建設費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてでございますけれども、ここに、改正点について、大きく変わった点だけご説明いたします、あとでお読みいただければと思います。特に、この文中に「新築及び改築」という文言が出てまいりますけれども、これが最近ですね、公民館も老朽化してまいりまして、各地区から出てくるその建設費の補助金の内容が、修繕による改修とかですね、そういうのが増えてきたものですから、その改築だけではわかりにくいというのもありまして、改築及び改修という文言を追加しているところでございます。

この改正の説明のあとに、改正した要綱を付けておりますけれども、第4条に要望書というのを追加しております。これは、依然改正前の要綱でいきますと、前年度の、11月末までに事業計画書を提出するようになっていましたけれども、これについて、一つは、そのもう前年度にはその事業計画書が出てまいりますもんですから、その予算計上はしたものの本申請をしたときに、その金額の相違とか、内容の相違あたりも出てまいりまして、なかなかこう予算計上とあわない部分もあります。

それからですね、この事業計画書の提出があるんですけれども、それはもうあくまでも提出であって、承認とか、内示とか、そういう根拠がありませんでしたので、前年度に出す分はですね、一応申請の要望書、要望書を出していただいておりますね、それに基づいて予算計上しまして、予算化をしていくという形にしました。これはもうそういった内容とですね、予算組の効率化を考慮してするものでございます。また、その予算計上後ですね、成立後はもう新年度に入ってからですね、実際その事業計画書等の申請をするようにしたものでございます。

それからですね、改正の要綱を見ていただくとわかりますが、第7条にありますように、報告書ですね、これが、ちょっとこれもわかりづらいんですけども、「完了後20日以内、または4月5日までのいずれか早い日までに」という文言が入っております、これがちょうど年度替わりで、各自治会のほうの区長さんあたりも交代がありまして、何かこう引き継ぎがうまくいかないところもあって、なかなか報告書が出てこない場合がありますので、もう「完了後、速やかに」という文言に変えたものでございます。

大体大きな改正点については以上でございます。

○高見博英委員長

はい、今説明があったとおりですけれども、新たに新築、あるいは改築だけでなく、改修の場面が多くなっている、それにあわせるような形で改正があっているということが一つ。完了後に速やかに事業報告ができるように、

1 もうきちっとわかるようにちょっと変更があったということでした。
2 補足をお願いいたします。
3 辻課長。

4
5 ○辻健一生涯学習課長

6 はい、それとですね、もう1点、補足で説明します。実はこの交付の要綱の
7 改正にあたっては、今、合志南小学校の上の桜和の丘という自治会が今年の1
8 2月に設立しております。新しい自治会ですので当然公民館を持ちません。そ
9 の公民館の建設を早して、自治活動、子ども会活動を、こういった活動の拠点
10 を早くつくって、地域のコミュニティを強化したいという要望もありまして、
11 今回、その要望書に併せてですね、建設の補助金を計上しているところでござ
12 いますけども、その中でいくと申請が、やはり先ほどちょっと説明の中で申し
13 ましたように、前年度の11月末には事業計画書を市長に提出することという
14 ことになっておりましたので、ここの部分も、そういった事情を考慮して、原
15 則として、10月の末までに市長に提出するという内容に改正しております。
16 補足説明でございました。よろしく申し上げます。

17
18 ○高見博英委員長

19 それでは次にまいります。

20 (3) 合志市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示に
21 ついて説明をお願いします。

22 安武課長。

23
24 ○安武祐次学校教育課長

25 国の補助限度額の改正があったということで、別表の第1、第2条関係になり
26 ますけども、表ということになっておりますので、それぞれ表を貼り付けて
27 おりますけども、変わっておりますところは、上から2段目の当該年度に納付
28 すべき市民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割が
29 非課税となる世帯ということで、ここの部分が、以前は19万9,200円だっ
30 たのが、年額の27万2,000円に、それから、すみません、それは第1子で
31 すね。それから、第2子の部分が25万3,000円であったのが29万円にと
32 うことで、この2つの箇所の補助の限度額が変わっているところでございま
33 す。

34 それから、2条関係ということで、こちらのほうも補助金の額でございま
35 すけども、上から2段目の同様に当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世
36 帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯、この部分の
37 第2子のところですね、これが25万3,000円だったのが29万円という形
38 で国庫補助の限度額が引き上げられておりますので、これの改正というところ

1 でございます。この補助限度額の部分につきましては、3分の1の補助という
2 ところで予算化しているところでございます。

3 次に、19ページでございますけども、早見表と、簡便な調整方式基準の早
4 見表ということで、こちらのほうにつきましては、第3段階、それから第4段
5 階の階層の場合ということでございまして、今回の改正の金額の部分にはあて
6 はまっておりますけども、早見表ということで、この年度が今までは26年
7 度という部分でございましたのが、平成27年度という形でお示ししている
8 ところでございます。

9 以上です。

10

11 ○高見博英委員長

12 次に行きます。

13 (4)小・中学校の分離新設についての説明をお願いいたします。

14 上原部長。

15

16 ○上原哲也教育部長

17 はい、(4)のですね、小・中学校の分離新設についてということで、別冊
18 のほうでお手元のほうにはお配りさせて頂いているかと思えます。先に市長の
19 ほうから説明がありましたとおりですので、改めて今回教育委員会議という場
20 でまたここをだぶるかもしれませんが、報告させていただきます。

21 市の政策推進本部会議の中で、ご報告があった分を皆様のほうにお知らせし
22 たいと思えます。小学校・中学校等の新設についてということでございます。

23 2ページ目につきましては、小学校区図と、区の図があげてあります。その
24 下に表がありますけども、それぞれの小学校の児童数とクラス数があげており
25 まして、赤くなっているところがですね、人口、子どもたちが多くなっている
26 ところでございます。西合志東小学校が1,121名、クラスが38クラスとい
27 うことで一番大きい学校になっております。次に、合志南小が850人の児童
28 でクラスが30クラスあるということになっております。これも段々宅地開発
29 によってですね、今後もまた伸びる可能性があるというところでございます。

30 それから、その下の表ですけども、これは中学校区の区分図でございます。
31 その下に表がありますけども、当然熊本市のほうに近い地域になりますけども、
32 合志中区域802名の児童数に対してクラスが25クラス、それから、西合志
33 南中が822名と増えていまして、これもクラスが25クラスということでご
34 ざいます。当然、小学校の児童数が増えれば、中学校のほうも増えるという
35 ところでこういった形で表をあげているところでございます。

36 次に、3ページ目になりますけども、増加する児童・生徒への対策というこ
37 とで、小学校及び中学校の整備について。合志市は、平成18年の市町村合併
38 以降、人口・世帯数とも伸びてきており、特に、熊本市に隣接する南部地域の

1 増加は顕著であると。それから、当該地を校区とする小学校の児童数増加は著
2 しく、文部科学省が標準としております12から18学級の示す学級数の約1.
3 7倍から約2倍となっていますと。そういうことで、現在、校舎増築等により
4 対応しているものの、敷地等の制約もあり限界が迫ってきている状態ですと。
5 また、市街化調整区域の開発に対する規制緩和、地区計画制度の見直しも行わ
6 れ、今後更なる開発が進んでいくことが予想されるということで、ここであげ
7 ておるところでございます。そこで、新たに小学校・中学校を整備する必要が
8 出てきたということでございます。

9 その下に、既存小中学校の面積、新設面積（案）ということであげておりま
10 す。それぞれの7つの小学校、3つの中学校のそれぞれの面積の平均をあげて
11 おります。小学校については2万1,888㎡、それから、中学校の面積とし
12 ては、平均として3万6,554㎡ということになります。

13 その下に、まとめて2つの学校、それと追加して、給食センターをその新
14 設の小学校・中学校分を賄うだけの給食センターをつくるのならということで、
15 3,200㎡ほどの敷地があるんだということで換算すれば、トータルの6万
16 1,650㎡ほどがあるのではないかとということで、ここで試算しているところ
17 でございます。

18 次のページの4ページになりますが、今後協議を行っていく上での候補地と
19 いうことで考えられること、考えなければいけないこととしてですね、用地の
20 選定が一番大事なところではないかと。その選定に際してどのようなことが考
21 えられるかということ、児童生徒数が増加している学校区域はその周辺であるこ
22 とということですね。それから、小中学校を建設できるだけの用地面積が確保
23 できること。それから、3番目に地価がある程度安価な市街化調整区域内であ
24 ること。それから4番目に、合併特例債が切れる平成32年までに着工できる
25 こととしているところでございます。

26 今現在、政策課のほうで進めているところですが、恵楓園自治会より医
27 療刑務所跡地を教育施設として利活用してほしいとの要請があったということ
28 を伺っているところでございます。

29 このような中で、上記の要件を満たす案件として、現在、九州財務局が管理
30 している医療刑務所跡地を候補地（案）として提示して、今現在協議をしてい
31 るところでございます。今現在、今週ですね、申請をされているということで
32 ご報告をいただいているところでございます。

33 それで、その下ですね、候補地である医療刑務所跡地の規模ということで、
34 ここに図のほうをあげております。赤い線の中が候補地ということでありま
35 す。約5万7,700㎡の敷地を有しているところでございます。その中に医療刑務
36 所跡地というのがありまして、2,600㎡ほどが含まれております。ここに
37 ついてはですね、負の遺産ということからすればまたこういった施設を残してほ
38 しいという自治会の意見もありますので、この部分をどうするかというのも

1 また今後協議の中で進められていくというふうに伺っております。その下ので
2 すね、用地の価格として算定をさせていただいていると、約12億8,600万
3 円の費用が掛かるのではないかとということで試算をいただいているところでご
4 ざいます。

5 以上、この敷地を、有効に利用していきたいということで、今政策課とまち
6 づくりのほうで、九州財務局と交渉中ということであります。さらに、この
7 敷地、恵楓園の跡地のみではですね、不足する部分があると考えられますので、
8 あとこの周辺の畑あたりもまだ宅地になっていない部分がありますので、その
9 分も含めてですね、今後計画していく必要があるということで、今から進めて
10 いきたいということで考えているところでございます。

11 以上です。

12

13 ○高見博英委員長

14 はい、今説明があったとおりですけど、これまでも昨年度あたりからですね、
15 この小中学校等の新設等についての協議を行っていたところですけども、こ
16 れまでの流れとしては、現在の小中学校の敷地内で増設をすることでどうか
17 対応できるのではないだろうかということで進めてきたわけですけども、そ
18 のあとのいろいろな状況を見ていると、少し厳しいところが出てきているよう
19 に見えてきているようでございます。そのことを受けまして、今説明があった
20 ように、市当局の政策本部会議の中では、今説明があったように、新設をする
21 とすれば候補地（案）がある程度出てきておりますし、規模等も出ております。
22 それから、その用地買収につきましては、大体可能な方向に進んでいきそうだ
23 という、ある程度の方向性は見えている。ただ確定はしておりませんけれどで
24 すね、そういう方向であるならば、教育委員会としても新設についてのある程
25 度の方向性を委員会の中で決定していくべきじゃないかなと思っているところ
26 でございます。

27 それでは、委員の皆様方、今の説明を聞いて意見を聞きたいと思えます。い
28 かがでしょうか。

29 田中委員。

30

31 ○田中安子委員

32 今、教室の増設で対応してきていますが、学校も結構無理がきているような
33 気がします。それに1,000人以上の学校というのは、あまり環境としては好
34 ましくないとしますので、お金が大変要ることですけども、新設という方向
35 が私はいいと思えます。

36

37 ○高見博英委員長

38 ほかに意見ございませんでしょうか。

1 それぞれの委員の皆さんから一言意見をちょっと伺いたいと思いますので、
2 じゃあ、緒方委員。

3
4 ○緒方克己委員

5 合志市はやっぱ南部と北部と人口も違いますし、校区も面積も違いますの
6 で、それぞれ地区によって学校が、南部のほうですね、集中するというのは人
7 口が増えているので当然だと思いますし、今後先を見据えた中で検討していくこ
8 とは、今やることではないかなと思っております。

9 以上です。

10

11 ○高見博英委員長
12 坂本委員。

13

14 ○坂本夏実委員

15 市に学校が新しくできるということは、市をあげてとても素晴らしいことだ
16 と思っております。子育て世代には本当に素晴らしいことだと思うのですが、
17 反面、やはりそこに該当するお子様をお持ちのご家庭というのは、区分け、校
18 区分けがとても大変になるということはもちろんなんですが、それをこう他人
19 事のように思えず、その該当する校区といいますかね、のちに決まっていく、
20 でなくともいろいろな意見、うちの地区もいいんじゃないだろうか、南ヶ丘あ
21 たり、入ってくると思いますので、このあたりを新設校にももちろん目を向けな
22 ければいけないのですが、近隣校、全部に目を新たな気持ちで配っていけるよ
23 うな説明も全体に促していくという形が必要かと思われます。

24 以上です。

25

26 ○高見博英委員長

27 はい、今のところ大規模校化している東小学校とそれから合志南小学校につ
28 いて非常に懸念される場所であるわけですがけれども、今坂本委員からあった
29 ように、ほかの小学校においても、非常に厳しい状態になりつつあるし、先が
30 見えないところもございますので、果たして、その校区を、例えば、東小学校
31 と合志南小学校という形だけにとどまらない状況が今後考えられるわけです
32 ね。ですから、新設はする方向になったとしても、今後そういう前も言ったと
33 思うんですけど、合志市全体として昔の西合志町、合志町の小学校、中学校を
34 離れてですね、合志市内の小学校、中学校という見方から中学校区なり、小学
35 校区なりの校区の見直しとか、そういうところも見据えた上で、検討を重ねて
36 いかなければならないと思っております。もちろん、今度の学校建設だけで解
37 決することではありませんけれども、一つは、やはり新しい学校建設というこ
38 とを見据えて、じゃあできたあとに今後どういう形が課題として考えていかな

1 んかということもやっぱり私たちの委員として、頭に入れていかなければなら
2 ないことではないかと思えます。いろんな意見をちょっと出していただきたい
3 と思えますが。

4 教育長。

5
6 ○惠濃裕司教育長

7 これから児童生徒数のいろんな人口増加のシミュレーションとかしていくと
8 いろんな情報がありますけども、平成34年、37年にそのピークが迎えると、
9 子どもたちのピークが迎えるという一つの情報もあります。今合志市ではです
10 ね、平成31年ぐらいまでは教室の増加を、増設で賄っていくという計画が
11 ありますけども、それじゃもう間に合わなくなってきたという状況にある
12 と思えます。今西合志東小学校が1,100超しているという状況、学校教育法
13 の施行規則あたりを見ますと、標準が大体12から18学級ということであれ
14 ば、もうその倍以上の数が、西合志東小学校はあるということで、やはりこれ
15 は非常に大きな課題だろうというふうに思っています。ですから、早く分離新
16 設をして、新しい学校をつくっていくということについて、ぜひ教育委員会と
17 してもそのような方向で、検討し、論議を重ねていかなければならないという
18 ふうに思っています。なお、市長のほうからも小中1校ずつつくるという、本
19 当に有り難いお言葉をいただきました。そういった中で、どんな学校をつくっ
20 ていくかということでは、まず学校建設という部分では、教育委員会としても
21 市長部局と一緒にやっていきたいというふうに思っているところです。

22

23 ○高見博英委員長

24 はい、市長の英断といいますか、一番大きなのは、やはりバックボーンとし
25 て、敷地、それがまずあると思えます。その場合に、敷地があるかないか、そ
26 れはある程度確保できそうだと。それから、財政的な面、これもあります。財
27 政的な面で考えると、平成32年度までの間での合併特例債というその財源的
28 なものもある程度、これは借金ではあるわけですがけれども、国の補助というの
29 がある程度受けられる。そういう時期的なものを考えると、今のうちに、最低
30 今年、来年までの中では方向性を、もう新設するか、しないかという方向を、
31 決定して動いていなかいと間に合わない状況であることは確かだと思えます
32 ね。そういうことからすると、今委員の皆さん方のご意見を伺いますと、やは
33 り私たちも懸念しておりますことについて、新設することで大規模校化の解消、
34 そして子どもたちの教育環境の整備ということにつながっていくんじゃないか
35 ということをございます。方向としてほかに何かご意見があれば出していただ
36 きたいと思えますが。

37 はい、教育長。

38

1 ○惠濃裕司教育長

2 今度新設分離をするということをございますけども、まだまだ開発が進んで
3 いくということも考えられるわけをございますので、今度の新設校につきまし
4 ては、結構潤沢に受け入れられるような数を、それだけの大きな学校をつくっ
5 ていきたいと思ひます。

6
7 ○高見博英委員長

8 現在の生徒数に合うだけの新設校ということをした場合にか、今あったよう
9 に、近辺の開発が進めば、またそれを増築、あるいは新築という形が出てきま
10 すので、せっかくつくる以上はそういう先を見据えた形で、校舎そのものはそ
11 んな大きいのはつくれないと思ひんですけれども、最低限土地につきましては
12 ですね、大規模化なることも予想して用地交渉等にはあたっていただきたいと
13 いうのがやはり基本的にあると思ひます。

14 ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

15 それでは、委員会としまして、市長の方向を受けた形で委員会としてもあ
16 る程度新設分離校設立については、前向きに考えていきたいということによ
17 りしいでしょうか。

18 はい、では一応委員会の意思としても市長、あるいはその市長部局でやっ
19 ています政策推進本部の推進状況を受けてですね、同じ方向でいってみたいとい
20 うところで考えていきたいと思ひます。

21 上原部長。

22
23 ○上原哲也教育部長

24 ちょっと付け加えさせていただきます。今この資料については、政策課のほ
25 うで作っていただいているわけですけれども、今後、校区の問題とか、教育委
26 員会ですべき事項は、こちらの学校教育課のほうが主体となって進めていき
27 たいと考えております。そういった部分ではまたいろいろ教育委員さんの意見を
28 聞きながらその校区の問題も重要な問題ですので、そういった部分についても、
29 今後ご審議いただけたらと思ひっております。

30 以上です。

31
32 ○高見博英委員長

33 はい、今説明があったように、今後本格的に議会等の了解も得ながらですね、
34 推進する方向になれば、一番大きなのは、やはり今後は校区割りになってくる
35 かと思います。その場合に、具体的にどういう形で校区割りを決定していくか
36 ということについては、教育委員会も当然最終決定という形が出てくると思
37 んですが、やはり地域のいろいろなご意見、それと第三者的に関係がないとい
38 っては何ですけれども、地域住民じゃない方も交えた形で第三者として適正な

1 校区の設定等についての、協議会といたしますか、運営委員会といたしますか、そ
2 ういう別の組織があって、その校区の線引き等についての提言をいただくとい
3 うことも一つ考えられると思うんですね。だからそういういろんな面を考えな
4 がら今後私たちも進めていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、今後よ
5 ろしくお願いしておきます。

6 それでは、第4番目の小・中学校の分離新設についての協議はこれで終わ
7 ります。

8 (5) 6月の行事予定を先に進めます。

9 吉川審議員。

10 ○吉川良二教育審議員

11 6月行事調整表をごらんください。

12 6月も多くの行事が入っておりますが、教育委員会関係と、それから新しい
13 取り組みということで提案をさせていただきます。

14 6月2日、県・教育事務所関係で行事調整委員会があります。ここで7月の
15 いろんな行事が出てまいります。

16 9日、管内の教育長会議が予定されています。

17 10日、市の行事関係のところ、市生徒指導ネットワーク会議というのがあ
18 りますが、これが本年度から立ち上がった新しい取り組みでございます。これ
19 につきましては、以前にもお知らせをしたことがございますけれども、児童生
20 徒の健全育成を、学校・家庭・地域一体となって取り組んでいくという趣旨で
21 開催するものでございます。まず、本体のこの合志市生徒指導ネットワーク会
22 議を、こちらのほうで開会をいたしまして、それを受けて、予定では19日、
23 これが地区ネットワーク会議ということで、これは中学校区ごとのネットワ
24 ーク会議でございます。本体と、それから中学校区ごとのネットワーク会議とい
25 うことで進めてまいります。主にこのネットワーク会議に参加をいただく委員
26 の皆様というのが、区長会、それから民生児童委員、それから補導員、それか
27 ら大津警察署のスクールサポーター、それからPTAの代表、それと各校区の
28 その校長先生方、あるいは生徒指導担当者ということで委員さんをお願いして
29 いるところでございます。中学校区のネットワーク会議によってはですね、中
30 学校区のその区長さんの数も違いますので、中にはたくさんの方に参加
31 いただく中学校区もありますし、代表の区長さんですね、民生委員さんに参加
32 をいただくところもあります。そこはもう中学校区のその考えにお任せをした
33 いというふうに考えているところでございます。

34 続きまして、6月は教科書の展示会が、12日から7月の2日まで、入っ
35 ております。合志市、合志地区はですね、西合志図書館のほうに教科書の展示が
36 予定されています。

37 それから、関係団体ということで、郡市民体育祭、先ほど教育長からもござ
38 いましたが、14日に郡市民体育祭、それから21日ということで予定されて

1 います。

2 20日の土曜日に、子供自転車大会ですね。子どもたちの自転車の安全な乗
3 り方、これのコンクールがあります。参加を申し出ている小学校なんですが、
4 旧合志町のほうが中心になっております。西合志のほうはどうしてもなかなか
5 参加できない実情があつてですね、校長先生方にはお願いしているところす
6 が、少し無理があるようなところもありました。

7 それから、ハンセン病の講演会ですね、啓発講演会が9時からということで
8 予定されています。

9 あと議会関係が24日から一般質問ということになっております。議会の最
10 終日が30日ということでございます。

11 そこで、6月の教育委員会議でございますが、こういった行事がいろいろご
12 ざいます関係で、遅くなりますが、29日、月曜日の午後ということで一応第
13 一案は考えておりますが、いかがでしょうか。

14 以上でございます。

15

16 ○高見博英委員長

17 今説明があつたとおりで、6月の定例会については29日の午後ということ
18 でやりたいということですが、いかがですか。いいですか。

19 それでは、その件について一つお断りといえますか、お知らせをしておきた
20 いと思えますけれども、実は、私の任期が6月27日で終わります。そのあと
21 再任ということについて、できたならば、私が今皆さんご存知のように、県の
22 会長という形を仰せつかっております関係で、それが来年の5月までの任期が
23 ありますので、できたら私もその任期を終えて退職したい、退職といえますか、
24 委員を辞めたいという気持ちを持っております。で、よかったら再任をお願い
25 したいということで、市長等お話を申し上げましたら、一応上程はしていき
26 たいという方向だけはお示しいただきましたので、もしも私が任命されましたな
27 らば、その時にまた29日に新教育委員長、それから教育委員長代理というこ
28 とについてもまた協議をして決定してまいりたいと思っておりますので、一応事前
29 にお知らせをしたいと思っております。

30 行事についてはよろしいでしょうか。

31 次の(6)未来輝くコンテンツクリエイター創業育成事業支援業務委託業者
32 選定委員会設置要綱についてお願いいたします。

33 辻課長。

34

35 ○辻健一生涯学習課長

36 これは、元々政策課のほうである程度検討されて、事業として生涯学習課の
37 ほうに下りてきた事業ですけども、要は、合志市の中で起業家、今から会社を
38 興すとか、事業を興すとか、そういうその起業家の育成のためのカリキュラム

1 　　というか、研修など、そういうのをするための業務を委託する業者の選定にあ
2 　　たっての要綱になるかと思えます。

3 　　ここに、未来輝くコンテンツクリエイター創業育成事業支援業務委託業者選
4 　　定委員会設置要綱を次のとおり定めるとなっておりますので、これに基づいて、
5 　　一般公募しまして、プロポーザル方式で業者を選定するわけですが、プロ
6 　　ポーザルですので、当然各応募があつて、その中で業者のほうからある程度説
7 　　明を受けて、プレゼンを受けながら、こちらのほうで選定していくような、プ
8 　　ロポーザル方式になっております。で、既に、これは応募をかけておまして、
9 　　2社ほど手を挙げていらっしゃる業者がいらっしゃいますので、締切りが6月
10 　　1日になっております、あとまあ増えるか増えんかはちょっとまだわかりませ
11 　　んけども、この選定の委員会のための要綱になります。応募を締切りまして、
12 　　それから今度は委員会を開いて、その応募業者のほうからプレゼンを受けて選
13 　　定していくということになります。ちょっと私は説明があまり詳しくないもん
14 　　ですから申し訳ありませんけれども、以上でございます。

15 ○高見博英委員長

16 　　はい、新しくできた事業に対する選定委員会の設置の要綱についての説明で
17 　　したけれども、今2業者があるということですが、最終的には、そこにありま
18 　　す委員の皆さん方が集まっての決定という形が出てきますので、要綱ができて
19 　　いることへの了解、よろしいでしょうか。

20 　　はい、それでは、その要綱にしたがっての実施をよろしくお願いします。

21 　　続きまして、その他に移ります。

22 　　生徒指導についてお願いします。

23 　　北里指導主事。

24
25 ○北里敦指導主事

26 　　不登校児童生徒数ということでグラフと表を載せております。平成27年度
27 　　の4月の不登校児童生徒数のほうを書いております。4月は30日を超える児
28 　　童はおりませんので、児童生徒数はおりませんので、不登校という児童はあが
29 　　っておりません。しかし、下のほうに不登校傾向ということで、本年度からは
30 　　10日以上超えた児童生徒に関しては、ここに載せるということになりまして、
31 　　4月の末日まででは、7名の不登校児童生徒がおります。その中で1名が3
32 　　月までは不登校ではなかった子どもが新規であがってきたということになって
33 　　おります。やはりこの不登校の児童生徒の未然防止ということは、本市での大
34 　　きな課題ですので、今後も学校、委員会、関係機関との連携を深めて不登校の
35 　　未然防止に全力で当たっていきたいと思っております。よろしくお願ひいたし
36 　　ます。

37
38 ○高見博英委員長

1 今4月現在の数が出てきましたけど、ご意見ありませんか。
2 田中委員。

3
4 ○田中安子委員

5 お願いですけども、昨年もこのように各学校の状況を教えていただきました
6 が、このほうが学校の様子がわかりますので、できましたら今年もこのように
7 お願いしたいと思います。

8
9 ○北里敦指導主事

10 はい、わかりました。次の会では学校ごとの推移のほうを出したいと思いま
11 す。

12
13 ○高見博英委員長

14 はい、学校訪問をした折に、やはり不登校問題というのが本市の課題の中
15 も、大きな課題でもあるということで、校長先生あたりに対してもしっか
16 りお願いしたいということで話をしておりますので、今後10月、11月の学校訪
17 問を受けながら、その状況を見ていきたいと思っております。

18 その他で連絡をお願いします。

19 上原部長。

20
21 ○上原哲也教育部長

22 すみません、会議の途中に、皆様のお手元に資料を配らせていただきました。
23 差別事象発生に関する対応マニュアル（職員用）というのをお配りさせていた
24 だいております。これは本日の9時から庁議が行われました中で報告をさせて
25 いただいたものでございます。この件についてちょっと説明をさせていただきます
26 ます。

27 今月の5月8日に、税務課のほうに一般市民の方からの問い合わせがあった
28 中でのそのやり取りの中で、差別的な発言があったということで、ある地域を
29 特定して、その土地の評価額あたりは優遇措置をしているんじゃないか、減
30 額しているんじゃないかというような発言があつてですね、今までも多分して
31 いたんじゃないか。今もやっているんだらうというような問いかけが再三税務
32 課の職員のほうにあったんですけども、いや、そういうものはありませんと。
33 また、その同和地区というような表現もないし、そういう地区もありませんと
34 いうことでは、職員が断りもしてですね、じゃあわかりました。じゃあほかで
35 また調べてみますということで電話が切られているような状態でしたので、こ
36 の件について、これは明らかな差別事象だということで、税務課のほうの担当
37 の職員は、その内容を口頭受信簿というか、記録に残して、こういった内容で
38 電話があつたというのを書いて、それを上のほうに決裁を回していただきまし

1 た。当然、その事案が発生した時点で、税務課長を通して人権啓発課長のほう
2 に連絡がっております。課長のほうからも私のほうも連絡を受けたわけでは
3 けども、内容がはっきりする書類でも、報告書を作って、決裁を回して協議を
4 しようということで、私のほうでは人権啓発課長のほうには指示を出したとこ
5 ろでございました。5月8日というのが金曜日です、書類をまとめて、決裁
6 を受けるということになると、合志庁舎の税務課で受けられたもんですから、
7 合志庁舎の逋送便でこっちの西合志庁舎のほうに送られるような手続きをとら
8 れたということで、その当日は送達がなかったようであります。ですから、週
9 を越えて、土曜、日曜を越えてですね、月曜日には確かに西合志庁舎のほうに
10 は届いたかと思えますけども、また人権啓発課のほうに、御代志市民センター
11 のほうに課がありますものですから、そういった部分ではある程度タイムラグ
12 もあるし、文書が必ず持参達じゃないもんですから、月曜日じゃなくて火曜日
13 にその書類が人権啓発課の手元に届いて、そこからどうするかということで協
14 議をして、対応をしたところでございます。それで、その対応の中で、市長の
15 ほうにこの内容については報告がいつてなかったわけですね。当然、税務課長
16 のほうには調書を作られて副市長のほうには決裁をいただいていたようですけど
17 も、市長のほうまで届いてなかったと。何でなんだということで、その後にな
18 ういったその人権に関する総会が日曜日にあったということで、そこでは市長
19 のほうには報告は教育長からもしていただいたんですけど、やはり最終的にそ
20 の差別事象についてのその判断というか、対応策というのは、市長を交えた
21 ところで、市長を通じて動き方というか、対応策は決めるのが本当じゃないか
22 ということになりまして、だったら改めてというか、職員がこういった差別事象
23 を受けたときには、必ず調書を作って人権啓発課のほうにその文書を持ってき
24 てくださいと。持参達が駄目ならば電子メールで送付をしていただきたいと。
25 その際は、送ったら担当課のほうに連絡をして、今送ったらから確認ください
26 というようなことも必要でしょうけども、その人権啓発課のほうに文書を送
27 っていて、そして啓発課のほうでは即座にその書類について内容を確認し
28 て、持参達、持ち回りで市長まで決裁をもらおうと。そして、早急にその対応策
29 を練るというようなことをしたいということで、ここにマニュアルというのを
30 担当課の課長と一緒に、作ったところでございます。内容は、今言った内容を
31 ここの概要的にここにまとめておりますので、そういった電話を受けた、お客
32 さんが来たということであれば、当然その場は上司も加わってですね、ちゃん
33 とした対応をするべきだということもありますので、ちゃんとその場は対応し
34 て、対応した後、その顛末を、どうしたかというのを書いて記録を作って人権
35 啓発課のほうに書類を渡す。人権啓発課は、それを基に市長までの決裁をもら
36 って、その対応策を協議するというような内容になりますので、そういうふう
37 に全職員利用していただきたいということで、今日の庁議の中では報告したも
38 のでございます。ここの教育委員会議が今日ありましたので、一緒に教育委員

1 会のほうにも報告をさせていただきました。最後には、差別落書きというの
2 ありましたので、そういう部分も見ていただけたらというふうに思います。

3 以上です。

4
5 ○高見博英委員長

6 はい、やはりまだまだいろんなところでの人権問題というか、差別事象とい
7 うのがあっているようでございます。やはり私たちのほうにも何かそういう事
8 象等の言葉等があった折には、人権教育課のほうに即連絡をしたいと思ってお
9 ります。

10 何か今の件でご質問ないですか。

11 教育長。

12
13 ○惠濃裕司教育長

14 4年ぐらい前になりますか、うちの市役所にも恵楓園の横に土地を買いたい
15 んですけども、同和地区かどうか調べてくださいとか、そういった連絡があっ
16 たと思います。その時には、市役所の職員の方がきちんとそういったことは差
17 別につながりますのでお答えできませんと、そういったことで判断すること自
18 体間違っていますと、きちっと返しておられるんですよね。私思うんですけど
19 も、同和地区といいますけども、基本的には明治4年に解放令が出て、もうな
20 いんですよ。しかし、国が何も対策を行ってこなかったから、なかなか人々の
21 心理的な差別を払拭するというのには至ってないという部分で、いろんな特措
22 法とかですね、地域改善対策協議会意見具申とか、同和对審答申とかでまし
23 けども、なおかつ私たちが人権教育を進めなければならない根拠はですね、こ
24 ういった差別発言がまだ起こっているということでありまして、行政の責務と
25 して、そういった電話がかかってきたときには、きちっと返す。そのような質
26 問にはお答えできません、それだけだったら私は啓発にはならないと思います。
27 そのような差別発言が、そういったお問い合わせがあることによって、本当に
28 厳しい思いをしている人たちがいるんだと、まだいらっしゃるんだということ
29 なんですよ。そのことによって、例えば結婚問題とか、そういったところで
30 本当にこう一緒になれないならもう自ら死を選んだという部分もあるんです。
31 絶対に人を生まれた所で差別するなんかあってはならんし、そういった思いを、
32 すべて私たち行政職員はもっておかなくちゃなりませんし、私はそういう電話
33 があったときは、あなたは差別する側に立つんですか。それとも差別をなくそ
34 うとする側に立つんですか。そのことが人としての生き方、私は問われると思
35 いますよという、そういった言葉で私はもう返していきたくないという思いがし
36 ています。非常に不愉快なそういった問い合わせですね。非常に残念に思いま
37 すけども、私たちは更に教育啓発に進めていかななくちゃならないというふう
38 に思っています。

1 以上でございます。

2

3 ○高見博英委員長

4 基本的な私自身の心構え、対応の仕方ということについても今提示があった
5 ように思います。

6 ほかに何かその他でございませんか。

7 はい、審議員。

8

9 ○吉川良二教育審議員

10 全く別件でございます。日曜日に小学校の運動会が予定されています。天気
11 が非常に心配で、先週は何とか持ちこたえてくれたんですが、今度は雨の可能
12 性が高いようですが、一応天気によってその日の朝、大体6時か6時半ぐら
13 いに学校が態度決定されますので、変更になった場合のみ私のほうに午前7時
14 までに学校から連絡をいただくようにしています。教育委員の皆様にはですね、
15 私に連絡が来た学校、例えば、順延、次の日ですね。それから開始時刻を遅ら
16 せるとか、そういう変更があった場合のみ学校から連絡がありますので、連絡
17 があった場合、私から上村主幹のほうに連絡を入れます。主幹のほうから委員
18 さんのほうには連絡をするというふうにしておりますので、大体7時ごろに連
19 絡がとれるかなというふうに思いますので、何も連絡がないときには、先ほど
20 委員長が言われたように決行ということになります。そういうことでご了解い
21 ただければと思います。

22 よろしくお願いします。

23

24 ○高見博英委員長

25 体育祭についての予定、今のようになっているようです。

26 それじゃ、私のほうからさっきの行事予定で時間を言い忘れておりました。

27 29日の定例の教育委員会議については、1時からしたいと思いますが、学習
28 課題についての提案といえますか、意見を伺っておりませんでしたので、そ
29 れについて何かありませんか。

30 それではですね、今のところ私もちょっとほかのことを考えて、考えており
31 ませんでしたので、学習課題については、何かあったら何かちょっと準備をし
32 ていただいといて、教育長さん大変ですけれども、何かありましたらお願いし
33 ます。もしも特になければもう1時から定例会を始めたいと思いますので、そ
34 ういうところで、必要な場合には準備をお願いしておきます。すみません、ち
35 っと委員の中でも課題を今考えておりませんでしたので、それで対応を願
36 いします。

37 それからもう一つは、先ほどございました、私の件ですけれども、本来であ
38 れば、最終日の30日に最終決定が行われるところなんですが、我々の任期が

1 先ほどあったように、27日になるということで、議会での採決につきまして
2 は、その前に、何か早めに行っていただけるそうですので、もしも決定した後
3 に、私以外の者が教育委員長になった場合には、その教育委員長をなさった方
4 が県の会長を引き受けていただくという形になりますので、一応お知らせをし
5 ておきますので、よろしく申し上げます。

6 平成27年度第2回教育委員会議5月定例会を終わります。

7 どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

8

9

午後4時27分 閉会